

滋賀県電子納品運用ガイドライン（案）  
農業農村整備事業取扱要領

2019年（令和元年）8月

滋賀県農政水産部耕地課

## 1. 総則

### 1-1 適用

- (1) 滋賀県が発注する農業農村整備事業における委託業務および土木工事の電子納品の運用にあたっては、滋賀県土木交通部が定める「滋賀県電子納品運用ガイドライン（案）[委託業務編]」および「滋賀県電子納品運用ガイドライン（案）[土木工事編]」（以下「滋賀県ガイドライン」という。）を適用する。  
なお、「滋賀県ガイドライン」を適用するにあたり、農業農村整備事業で異なる運用を実施するものについては、「滋賀県電子納品運用ガイドライン（案）農業農村整備事業取扱要領」（以下「滋賀県ガイドラインNN要領」という。）を定め運用するものとする。
- (2) 「滋賀県ガイドラインNN要領」に記載された事項は、「滋賀県ガイドライン」に優先するものとする。
- (3) 「滋賀県ガイドラインNN要領（2019年8月）」の適用期日は、令和元年8月1日より積算にかかるものから適用するものとする。

## 2. 電子納品の実施にあたっての留意事項

### 2-1 協議・指示事項

- (1) 「滋賀県電子納品・保管管理運用ルール」は、適用しない。
- (2) 保管整理番号（業務の設計書コード INDEX\_D.XML、工事の工事番号 INDEX\_C.XML）は、以下のコードを組み合わせる使用する。（「滋賀県工事管理情報システム」を使用する場合についても、同じ番号を用いるものとする。）また、保管整理番号については、別紙「電子納品管理表」により所属ごとに管理するものとする。
  - ①発注年度（西暦4桁）
  - ②発注機関所属コード（4桁）

発注機関	所属コード
耕地課	0000
農村振興課	0100
大津・南部農業農村振興事務所田園振興課	3500
甲賀農業農村振興事務所田園振興課	3000
東近江農業農村振興事務所田園振興課	3700
〃 永源寺ダム管理支所	3600
湖東農業農村振興事務所田園振興課	3200
湖北農業農村振興事務所田園振興課	3300
高島農業農村振興事務所田園振興課	3400

- ③各所属ごとに定めた通し番号（4桁）

【例】平成30年度 大津・南部 NN 事務所発注の工事（事務所での通し番号：0001）

2	0	1	8	3	5	0	0	0	0	0	1
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

①発注年度

②所属コード

③事務所での通し番号

### 2-2 電子納品・保管管理に関する運用ルール

- (1) 「滋賀県電子納品・保管管理運用ルール」は、適用しない。
- (2) 電子成果品（正）は、書類で提出された業務成果物、工事完成図書等と共に、各発注機関にて保管し、必要に応じて、土地改良区等へ譲与する。
- (3) 電子成果品（副）は、発注機関毎に保管場所を定め、必要期間保管する。

### 3. CAD 製図基準（案）留意事項

#### 3-1 表題欄の様式

- (1) 表題欄の寸法および様式は、下図を標準とする。
- (2) 1枚の図面に尺度の異なる構造図が複数存在する場合は、図の上部に縮尺を記載するものとし、表題欄には「図示」と記載する。

工事名	平成 年度 第 号 地区 工事		
図面名			
縮 尺		図面番号	
変更区分	当 初 第 回変更		
作成年月日			
受注者名			
発注者名	滋賀県	事務所	課

Horizontal dimensions: 20, 30, 20, 30, Total: 100

Vertical dimensions: 15, 15, 15, 10, 10, 10, 10, Total: 85